

第3次男女共同参画プラン 後期実施計画 令和6年度事業実施状況一覧

施策に対する達成状況

基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進(1/3)

施策の方向(1) 男女共同参画推進のための広報・啓発

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	男女共同参画に関する講演会等の実施	男女共同参画についての市民の理解を深め、意識の醸成を図るため講演会等を実施します。	市民交流課	市民が、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識が、社会の慣習、ライフスタイルの中に存在していることを認識し、男女ともに個人として尊重され性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画の必要性について理解を深め、意識の醸成を図るきっかけを得ることができる講演会等を実施し、参加者の増加を目指します。 (指標にかかる計画1-(1)の再掲)	・男女共同参画セミナー 参加者138人（前年度比49増） 対象：市民8/24・11/30 8/24 参加者数83人：男22女61、11/30 55人：男2女53 ・男女共同参画セミナー 対象：放課後児童クラブ 1会場・8/7・62人(2会場減・103人減) ・男女共同参画フォーラム講演会 6/30 参加者数 162人(22減)：男18女144 アンケート意見：いかに自分がジェンダーバイアスにとらわれた 人か思い知らされた。男の子が育つ中で「男らしさ」を押しつけてしまう環境、性暴力を見逃してしまう環境などにハッとさせられました。思い込みの強さを変えることはとても大変ですが、気付くことが変化の第1歩だと思いました。 ・性の多様性講座 2回51人 市職員対象、10/22 43人、市民対象 2/2 8人	A	○
2	男女共同参画に関する情報の収集・発信	男女共同参画についての理解を深め、意識の醸成を図るため情報を収集・発信します。	市民交流課	広報ふじのみや、ホームページ、地方紙、男女共同参画週間や市民生活展でのパネル掲示、チラシ配布などにより、男女共同参画や性の多様性に関する情報を発信します。	地方紙、広報ふじのみや、市HPにて講座・セミナー開催情報を掲載。 市HPにて新刊図書紹介、託児ボランティア、センター利用団体登録などを掲載。 講座・セミナー・図書紹介のチラシ・ポスターを市民交流課前、保育園ほか市施設にて掲示配架しました。 男女共同参画週間に、男女共同参画センターで関連図書特設コーナーを開設、市役所市民ホールでパネル展示、男女共同参画フォーラム会場で男女共同参画に関する意識や実態の統計データ、男女共同参画の視点からの防災対策、LGBTに関するパネル展示を行いました。	A	
			中央図書館	男女共同参画や性の多様性に関する書籍を収集するとともに、男女共同参画週間に特設コーナーを設置し、情報を発信します。	・令和6年度は94冊の関連書籍を収集 関連図書を60冊収集(R5:99冊) ・県男女共同参画センター「あざれあ」との協働企画展（テーマコーナー）を実施 実施期間：6/1～6/30（男女共同参画週間(6/23～29)を含む） 実施内容：約175冊を展示、貸出を行いました。 （前年度差15冊増）	A	
3	市の刊行物やホームページ等における男女共同参画の視点に留意した情報発信	広報紙等の市刊行物やホームページ等において、男女共同参画の視点に留意した情報発信を行います。	広報課	広報紙、ホームページ、フェイスブック等の情報発信や、報道機関等への情報提供において、その内容や表現について男女共同参画の視点に留意するよう各課に指導するとともに、編集時に原稿に不適切な表現がないかの確認を行います。	「男女共同参画社会の視点に立った表現ガイドライン」を共通フォルダに格納し、各課へ毎年、周知を行うとともに、各課から提出される広報ふじのみやなどへの掲載原稿や報道機関などへの情報提供の内容・表現について、男女共同参画の視点に留意されているかを確認し、修正すべき点は是正するよう指導を行っています。	A	

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	家庭教育学級において、男女共同参画の視点で、性別にとらわれることなく個性と能力を尊重した教育について考える機会を提供します。	社会教育課	家庭教育学級のリーダー講座において、男女共同参画についての理解を深め、意識を高める内容を取り入れます。また、女性が多くを占める各家庭教育学級において、男性も参加できる行事を組み入れます。	・幼・小・中家庭教育学級リーダー講座Ⅰ ・参加者 60人（前年比18人増）（うち父3人）（前年度父親参加0人） ・講座内容 家庭で始める性教育 ・幼・小・中家庭教育学級リーダー講座Ⅱ ・参加者 23人（前年比22人減）（うち父1人）（前年度父親参加0人） ・講座内容 インターネットやSNSを正しく使おう ・幼・小・中家庭教育学級リーダー講座Ⅵ ・参加者 38人（前年比6人減）（うち父2人）（前年度父親参加0人） ・講座内容 こどもの“生きる力”が育つ親の関わり方	A	
2	教職員等の意識の向上	男女共同参画の視点に立った児童・生徒への指導、園児への保育を行うため、教職員・保育士等の意識の向上を図ります。	学校教育課	教職員対象のジェンダーチェックを作成し、その実施をととして、教職員の男女共同参画への意識を高めます。	各校の研修の中で「ジェンダーチェック」表を校長会で配布し、内容について学校教育課長から説明をした。その後、市内全教職員が「ジェンダーチェック」を実施し、こどもたちへの教育に生かすために、教職員の男女共同参画への意識を高めることができました。	A	
			保育支援課	保育士対象の（仮称）ジェンダーチェックを作成し、その実施をととして、保育士の男女共同参画への意識の向上に努めます。	公立保育園で働いている全保育士対象に保育指針に基づく自己評価チェックの中でジェンダーチェックを実施し、保育士の男女共同参画への意識の向上を図りました。	A	
3	男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の実施	男女共同参画の視点に立ち、性別にとらわれることなく、個性と能力を尊重した進路指導やキャリア教育を実施します。	学校教育課	男女共同参画の視点に立ち、性別にとらわれることなく個性と能力を尊重した進路指導、キャリア教育等を実施します。	性別にとらわれず、様々な職種の職業講話や企業体験（井之頭中学校の井中屋など）という形でキャリア教育を実施することができています。 進路指導では、個性や能力に応じた指導により、幅広い選択肢の中で進路決定ができるように指導しています。	A	
			市民交流課	小学校で、実際に職業に就いている方を講師とした講話とおして、性別にとらわれず、将来の職業を自由に幅広く選択する意識を育む授業を実施し、実施校の増加を目指します。 (指標にかかる計画1-(2)の再掲)	市内勤務の研究職、保育士、市内で洋菓子店を経営しているパティシエを招き、性別にとられない職業選択の講座を行いました。 令和6年9月 白糸小6年 17人 令和7年1月予定 山宮小6年 26人 令和7年2月予定 西小 6年 14人 アンケート意見：性別に関係なく職業を目指していいと聞き、職業を選びやすくなった。性別にとらわれず職業を選べることの理解が深まった。	A	

女性活躍推進法関連施策

【評価(自己評価)】

S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)

A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)

B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)

C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)

—:該当ケースがなかった(該当なし)

基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進(2/3)

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容 (R3～R7)	実施状況 (R7. 4. 1時点)	
					実施内容	評価
4	人権尊重、男女共同参画に関する学習の実施	道徳の授業を核とし、学校の教育活動全体において、人権尊重、男女共同参画などに関する学習を実施します。	学校教育課	道徳・学級活動をはじめ、学校の教育活動全体において、道徳の教科書や副教材などを活用し、参加体験学習など授業方法を工夫しながら、人権尊重、男女共同参画に関する意識を高める学習を行います。	市内全小中学校で道徳、学級活動をはじめ、教育活動全体において男女共同参画の視点や性別にとらわれない社会の在り方や考え方について学習を実施した。人権教育については県教育委員会作成の手引きを活動した授業を実施した。児童生徒の人権尊重、男女共同参画に関する意識を高めることができました。	A
5	学校行事における男女共同参画の推進	男性が参加しやすい学校行事を開催します。	学校教育課	授業参観などの学校行事の開催日を土曜日にするなど配慮し、男性が学校行事に参加しやすくなるようにします。	休日の行事開催をコロナ前と同様に実施する学校や、半日開催、学年の時間をずらして実施する学校も増えてきており、男女問わず多くの方々が参観することができました。	A
6	男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進	男女共同参画について考える機会となる講座等を開催します。	社会教育課	父子参加の親子講座など男女共同参画について考える機会となる講座を開催します。	・講座数 13講座 ・実施回数 13回 (R6 6講座 10回) ・参加者数 210人 (うち父親22人)、母親52人、子ども76人 父親参加割合10. 4% (前年比2pt増) (R5 207人 うち父親8人 父親参加割合3. 8%)	A
7	男女共同参画の視点に立った学習機会の拡充	託児付きの講座、教室等を実施し、子育て中の男女の学習活動への参加促進を図ります。	スポーツ振興課	子育て中の女性がスポーツ教室等に参加しやすいよう、託児付きの教室や講座、親子で参加できる教室等を実施します。	託児付きのスポーツ教室：第1期 (5月～7月) 4教室実施。参加者83組中、託児利用者11組。第2期 (9月～11月) 4教室実施。参加者67組中、託児利用者15組。第3期 (1月～3月) 4教室実施。参加者71組中、託児利用者13組。 R6計：12教室(1教室増)、参加221組(25組減)、託児利用39組(7組減)	A
			中央図書館	子育て世代が性別にかかわらず学習活動に参加できるよう、託児付きの講座、講演会 (読書や読み聞かせの大切さを学ぶ講座、講演会)を実施します。	「児童文学講演会」令和6年10月に開催 ・託児利用者 0組 ※希望者なし (R5年度：2組) 講座「こどものこころを育むわらべうたと絵本」 (全2回) ・令和6年11月、12月に実施 ・託児利用者 4組 (R5年度：長寿命化工事で託児場所の確保ができず未実施)	A
			市民生活課	子どもを持つ女性、男性が気軽に参加できる消費者教育活動を託児付きで実施します。	・8月に親子おこづかい教室 (保護者と小学生が対象)を開催し、大人18人 (男性1人、女性17人)、子ども24人が参加しました。(託児2人) (前年差：大人6人減、子ども8人減、託児4人減) ・平均満足度95. 2% ・アンケート意見：子どもたちが実際に自分たちでお金の使い方を考えることができた。お金を大切に使うということが伝わった。親子の体験イベントが良かった。 ・12月に託児有りの市民生活講演会を実施。参加者53人。(託児0人)	A
			社会教育課	子育て世代が性別に関わりなく学習活動に参加できるように託児付きの公民館講座などを開催します。	・講座数 14講座 ・実施回数 19回 ・参加者数 279人 (R5:10講座、14回、139人) ・アンケートによる意見 子供はからくり人形を知らなかったので、知ることができたのはとてもよかった。	A
			市民交流課	子育て中の女性に対し、学習活動とあわせて交流や情報交換できる場を提供する講座を託児付きで開催します。	無料託児付きリフレッシュ講座 対象：未就学児を子育て中の男女 ケーキ作り 10/24 13人 12/5 11人 味噌作り 1/25 15人 対象：女性 ヨガ 9～10月の3回 参加者数9人 無料託児付き パソコン講座 ワード 9～10月 8回 参加者数4人 エクセル 11～12月 8回 参加者数10人 パワーポイント 1～2月 8回 参加者数11人 参加者総数73人 (8人増)、託児児童数29人 (1人増) アンケート意見：託児があり助かる。家では作れないのでありがたい。	A

第3次男女共同参画プラン 後期実施計画 令和6年度事業実施状況一覧
施策に対する達成状況

基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進(3/3)

施策の方向(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	男性が取り組む男女共同参画に関する情報の収集・発信	男性が男女共同参画について考える機会となる情報を収集・発信します。	社会教育課	子育て応援メールマガジンにより、男性の子育てを促進するような情報や子どものかかわり方などを取り入れた情報を発信します。	・配信日 毎月10日 ・登録数 1043件（前年比21件減） ・掲載内容 子育てに関する講座・各種講座のお知らせ、子育ての実践コラム、親業（おやぎょう）訓練のミニ・レクチャー等	A	
			市民交流課	育児・家事などに積極的に取り組む男性のロールモデルなどの情報を収集・発信し、男性の育児・家事などへの参画を促進します。	市役所市民ホールで、男性の家庭参画に関するパネルを展示しました。 8月～10月中に実施した家族フォトコンテストにおいて展示を実施し、家庭参画の重要性を訴えました。 男女共同参画センターで、家事シェアリングのチラシを配架するとともに、男性の育児・家事に関する雑誌を一般向けに供しています。	A	
2	男性を対象とする男女共同参画の視点に立った講座等の実施	男性を対象とする男女共同参画の視点に立った講座等を実施し、男性における男女共同参画に関する理解を促進します。	市民交流課	男性が子どもと一緒に参加する講座を実施し、男性の育児への理解と積極的な取組を促進します。	親子体操教室を開催。（6/22、9/7、12/7）（3回目を実施予定） ・参加者：親子47組（3組増）・総数112人（12人増）内訳：父16人・母42人・幼児54人（R5：父20人・母34人・幼児46人）託児13人（5人増） ・平均満足度：98.9%（R5：98.9%） ・アンケートによる意見：説明もわかりやすいし、すごく納得できた。運動楽しめました。	A	
			社会教育課	男の料理講座など男性を対象とした男女共同参画の視点に立った講座を実施します。	・講座数 14講座 ・参加者数 140名（うち男性13名、参加男性割合9.2%） ・講座内容 男性が参加しやすい料理講座（肉まんづくり）（R5：9講座、108人、うち男性9人）	A	
			健康増進課	もうすぐパパママ学級で妊婦体験等をととして、父親・母親の相互の理解を深めます。	もうすぐパパママ学級の講座を16回開催し、395人（夫の参加152人）が受講しました。（R5：16回382人うち夫136人） また、令和6年度は妊婦体験を試験的に実施、令和7年度も継続して実施することになりました。	A	

施策の方向(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	諸外国における男女共同参画の状況に関する情報の収集・発信	男女共同参画に関する国際的動向や諸外国における取組等の情報を収集・発信することにより、市民の国際的視点に立った男女共同参画への理解を促進します。	市民交流課	男女共同参画白書、内閣府のホームページなどから国際的動向や諸外国の情報を収集し、ホームページや掲示物、チラシなどにより情報を発信します。	市ホームページの男女共同参画週間の記事中に、内閣府ホームページから抜粋した国際比較情報を掲載しました。また、内閣府発行の白書結果（概要版）等、冊子をカウンターへ配架。6月に実施した男女共同参画週間パネル展においても、白書より抜粋した男女共同参画国際データの展示を行い情報発信に努めました。国際的動向、諸外国の情報は、今後引き続き情報収集を行います。	A	
2	男女共同参画の視点に立った国際理解・異文化理解を深める講座等の開催	国際理解・異文化理解を深め、諸外国と日本の男女共同参画の現状について考える機会を提供する講座等を開催します。	市民交流課	・男女共同参画の視点で、諸外国の社会習慣、人々の考え方やライフスタイルなどを知る講演会などを開催します。 ・国際交流協会が行う国際理解講座や国際交流フェスティバルの中で、各国の男女共同参画の状況の説明や展示により日本の現状について考える機会をつくります。	男女共同参画セミナー（前年度比） 8/24 富士宮の暮らし、ニューヨークの暮らし 講師：ビルライオンズ（元ニューヨーク報道カメラマン） まみ宮下ライオンズ（日本語講師） 参加者数83人（+36）＝男22（+21）＋女61（+15） アンケート意見：米国と日本、NYと富士宮の街、人々の暮らしの違いがとてもわかりやすく伝わってきて社会問題、政治等含め考える機会を得た。 国際理解講座を友好都市である台湾台南市をテーマに10月に開催。60人参加。（R5：65人） 国際交流フェスティバルは2月に開催。1260人参加（R5：740人参加）	A	
3	外国人市民への男女共同参画に関する働きかけ	外国語で表記した男女共同参画に関する情報を発信し、外国人市民の男女共同参画に関する講座などへの参加を促します。	市民交流課	外国人にわかりやすい表記の男女共同参画に関するチラシを作成し、国際交流協会などの協力を得ながら広く配布します。	男女共同参画に関する外国語表記のチラシを配架しました。	B	

女性活躍推進法関連施策

【評価（自己評価）】

- S:男女共同参画の視点を持ち計画（想定）以上の成果を上げることができた（目標の120%以上）
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた（目標の80%以上120%未満）
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要（目標の80%未満）
C:取組を実施しなかった（未実施）、積極的な取組が必要（目標0%）
－:該当ケースがなかった（該当なし）

第3次男女共同参画プラン 後期実施計画 令和6年度事業実施状況一覧

施策に対する達成状況

基本的施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1) 審議会等への女性の参画拡大

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	市の審議会等への女性の参画拡大	団体等からの推薦により審議会等の委員を選出する場合に、団体等に対し、団体の長に限らず女性を含む適任者の選任を働きかけるなど、審議会等への女性の参画を積極的に進めます。	関係各課	・各審議会の担当課において、男女の均衡がとれた委員の選出に配慮します。 ・団体等へ委員の推薦を依頼する際は、団体の長に限らず女性を含む適任者の推薦を働きかけ、審議会委員全体に占める女性の割合を増加を目指します。 （指標にかかる計画2-1)の再掲）	令和7年4月1日時点の審議会等の数75、委員総数1,065名中、女性委員326名で比率は30.6%でした。令和6年10月時点の調査では、女性委員の比率が30.8%でしたが、男性委員が2人増え、女性委員が2人減り、比率は0.2%減少しました。	A	○

施策の方向(2) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	市役所における管理職等への女性の登用	女性職員の管理職及び監督職への積極的登用を行います。	人事課	性別によらない適正な人事評価に基づき、女性職員の管理職及び監督職への積極的登用を行います。	性別によらず個人の能力と適性に応じて、女性職員を管理職及び監督職へ登用。 令和7年4月1日現在 女性管理職30人（医療職員及び指導主事を除く管理職の27.3%、前年比2.8pt増） 女性係長44人（医療職員及び指導主事を除く監督職の31.0%、前年比2.8pt増）	A	○
2	市役所における女性職員の職域拡大	性別にとらわれず、個人の適性と能力に応じた職員配置や各課内の事務分担を行うことにより、女性職員の職域拡大を図り、女性が特定の分野に偏ることのないよう、男女の均衡のとれた職員配置を行います。	人事課	従来は主として男性が配置されていた職場についても、性別によらず個人の適性と能力に応じた職員配置を行い、女性職員の職域の拡大を図ります。	性別によらず適性の観点からの職員配置に努めました。令和7年4月1日現在、女性職員を配置していない部署は、工事検査課、富士山世界遺産課、上野出張所、生活環境課、清掃センターとなりました。	A	○
3	市役所における女性職員の育成	女性職員の意識改革や能力開発、職域拡大などを図るため、研修会の実施、他機関が開催する研修会等への派遣、自主研修への支援などを積極的に進めます。	人事課	・女性職員育成のため、意識改革や能力開発につながる研修等を受講できる職場環境の整備や、長期的なキャリア形成に向けた取組を実施します。 ・性別によらない人事評価制度の実施、管理職のマネジメントスキル、イクボス知識習得のための研修を通じて、女性職員の成長を支援します。	女性職員に、管理職やリーダー育成のための研修参加を促し、女性リーダーのためのマネジメント研修に女性職員を派遣しました。	A	○
4	教育の場における管理職等への女性の登用	女性教職員の校長及び教頭、各主任等への積極的登用に向けた人材の育成を進めます。	学校教育課	意欲と能力のある女性を各主任等に選出し、女性の人材育成を進めます。	性別によらず個人の適性と能力に応じて、各主任等を選出し、女性の人材育成を進めています。令和6年度の女性管理職は校長4人、教頭7人。また、女性主幹・教務は10人、研修主任は19人おり、各種研修会で管理職としての資質能力の向上を図っています。 全校長の11.8%（前年比5.8pt減）、全教頭の21.2%（前年比3pt増） 全主幹・教務の29.4%（前年比2.9pt増）、全研修主任の55.9%（増減なし）	A	○

施策の方向(3) 事業所等における女性の登用促進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	事業所や民間の団体における主要な役職への女性の登用の促進	事業所や民間の団体における管理職や役員など、方針を決定する主要な役職への女性の登用について、ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所など、参考となる事例について情報を発信し、女性の登用について啓発を行います。	商工振興課	起業に関する相談やセミナーの開催、女性の管理職や役員などへの登用促進に関連する情報を関係機関と協力し周知を行うとともに市ホームページやチラシSMSなどで情報提供します。	「start up café～私の起業ことはじめ」というテーマで女性の創業支援セミナーを開催しました。（全3講座及び交流会の実施）。受講者数14人（前年差±0）。	A	○

施策の方向(4) 女性の人材育成の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	政策や方針の決定過程に参画する女性の育成	政策や方針の決定過程に参画する女性を育成するために、国や県などが主催する研修について情報を提供し、積極的な参加を促します。	市民交流課	市政や社会問題などについて、政策決定する機会に参画するためのスキルなどを学ぶ機会を創設します。 託児付きのパソコン講座を開催し女性の就職や起業を支援します。	内閣府発行情報誌「共同参画」、静岡県発行「ねっとわあく」ほか、他市発行の情報誌や静岡県男女共同参画課主催の講座や、研修チラシ等を市民交流課及び男女共同参画センターへ配架し、市民に向けての周知を行いました。 男女共同参画センターにおいて、託児付きのパソコン講座を実施 市役所、出張所、公民館、保育園等へのチラシ配架にて情報提供を行いました。 ワード9～10月 8回 参加者4人（2減） エクセル 11～12月 8回10人（1減） パワーポイント 1～2月 8回11人（1増）平均理解度84.8%（R5:80%） アンケート意見：先生の説明がわかりやすく、講師もわかるまで教えていただけて良かった。	A	○

女性活躍推進法関連施策

【評価（自己評価）】
S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
-:該当ケースがなかった(該当なし)

施策に対する達成状況

基本的施策3 地域における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 地域活動における男女共同参画の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7. 4. 1時点）	
					実施内容	評価
1	男女が対等に参加・参画する地域活動や市民活動の推進	自治会、PTA、NPO等の活動において、性別にとられない役割分担、男女の均衡がとれ男女双方の意見が反映される運営体制などを推進するため、規約等を改正し女性役員の登用を積極的に進めている先進事例などの情報を発信し、男女共同参画の視点に立った活動を促す働きかけを行います。	市民生活課	自治会活動において、区長会の総会や研修会で男女共同参画への理解を深め、女性役員登用の積極的取組事例などの情報を発信し、性別にとられない役員の選出、女性役員の積極的選出を促す働きかけを行います。	・女性区長1人（全区長の0.8％ 前年度比増減なし） ・女性町内会長17人（全町内会長の4.7％ 前年度比5人増） 自治会において、性別にとられない役員の選出をしていただくよう、引き続きチラシなどで呼びかけていきたい。	A
			市民交流課	NPO活動において、駅前交流センターで行う市民活動支援業務の中で、性別に関係なく多様な活動の実現につながる講座を開催し、男女が対等に取り組み、双方の意見が反映される運営体制などを促します。	NPO相談は12回実施し、相談件数は3件でした。相談を受ける際には男女が協力して活動できるように促しています。（R5:12回4件）	A
			社会教育課	・PTA活動において、会長、副会長など意思決定を行う役職の選出について、性別にとられない選出、女性の積極的選出を促す働きかけを行います。 ・生活習慣の見直しなど家庭の教育力の向上を目指す活動については、性別を問わず取り組むことを前提とした内容とします。	・講座名 AED講習会41人参加うち女性22名（全体の54％、前年比19.2pt増） ・講座内容 普通救命講習1（認定証が出る3時間講座） ・講座名 市P連合同研修会78人参加うち男性19名（全体の26％、前年比9pt増） ・講座内容 思春期を迎えるこどもの性教育について	A

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7. 4. 1時点）	
					実施内容	評価
1	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	男女双方の視点に立ち、男女ともに参加しやすい防災訓練の実施に努めます。	危機管理局	災害時には、性別に関わりなく個の能力を集結し、諸問題への対応が必要となる。このため、防災訓練への参加による経験が大切であるが、現状では参加する女性の割合が低い。市民に対して、広報ふじのみや、ホームページ、同報無線、出前講座等により防災訓練への参加を促すための情報発信を行うとともに、自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、男女ともに参加しやすい防災訓練の実施をしていただくように啓発を図り、防災訓練参加者総数に占める女性の割合の増加を目指します。（指標にかかる計画3-(2)の再掲）	避難所運営連絡会で、避難所における女性視点の重要性を説き、防災訓練への女性の参加を呼びかけました。 令和6年度防災訓練参加人数（総合防災訓練・地域防災訓練） ・防災訓練参加者：33,331人 ・参加女性：13,159人 ・女性参加率：39.5％（前年比2.5pt増） ※令和6年度総合防災訓練は、台風10号の接近により9月1日実施予定だった自主防災会の多くが中止としたため、参加人数での前年比較はできません。	A
2	男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営・管理体制等の推進	男女双方の視点を取り入れ、多様なニーズを持つ人々に配慮した避難所運営ができるよう、男女の均衡がとれた運営体制や管理体制を推進します。	危機管理局	自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、男女双方の視点を取り入れた避難所運営ができる体制の構築について働きかけます。	避難所運営委員会における女性役員の登用率 ・125区中72区（前年差2区増）	A
3	地域の防災組織における女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備の促進	地域の自主防災会等に対し、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備を促す働きかけを行います。	危機管理局	自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備について働きかけます。	避難所運営連絡会の席上で、生理用品等女性専用の物品は個人の責任で備蓄することが原則ではあるが、自主防災会運営費補助金の活用等により、可能な限り区でも備蓄するよう働きかけた。併せて、避難所における女性専用スペースを事前に定めておくことも提案しました。	A

施策の方向(3) 地域活動団体との連携等による男女共同参画の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7. 4. 1時点）	
					実施内容	評価
1	地域活動団体との連携	男女共同参画を推進する地域活動団体との連携により、男女共同参画に関する啓発活動を実施し、市民の男女共同参画についての理解の促進を図ります。	市民交流課	市民の男女共同参画についての理解の促進、啓発を図ることを目的に、男女共同参画センター利用団体と連携し、男女共同参画フォーラムを開催します。	男女共同参画フォーラム（前年度比） パネル展 6/16～6/30 講演会 6/30 参加者数 162人(22減)＝男18(7減)＋女144(15減) 満足度67%（6減） アンケート意見：いかに自分がジェンダーバイアスにとらわれた人か思い知らされた。男の子が育つ中で「男らしさ」を押しつけてしまう環境、性暴力を見逃してしまう環境などにハッとさせられました。思い込みの強さを変えることはとても大変ですが、気付くことが変化の第1歩だと思いました。	A
2	地域活動団体の支援	男女共同参画を推進する地域活動団体の活動情報の発信、団体間の情報交換や交流の機会を提供することなどより地域活動団体の活動を支援します。	市民交流課	男女共同参画センター利用団体の活動について、男女共同参画センターにチラシを掲示するなど情報発信を支援する。また、男女共同参画センター利用団体連絡会において団体間の情報交換の場を設定するとともに、男女共同参画フォーラムの企画・運営をととして団体間の交流を図ります。	男女共同参画センター利用団体の活動について、イベント等活動のチラシ配架、準備協力等の支援を行いました。 男女共同参画センター利用団体連絡会、男女共同参画フォーラム実行委員会（構成員：富士宮市男女共同参画センター利用登録団体から選出）において、各団体間の情報交換、団体間の交流を図りました。	A

【評価（自己評価）】
S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
－:該当ケースがなかった(該当なし)

第3次男女共同参画プラン 後期実施計画 令和6年度事業実施状況一覧

施策に対する達成状況

基本的施策4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進（1／2）

施策の方向(1) 男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	長時間労働の抑制などの働き方変革の推進	長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上などの必要性和効果、取組方法や取組事例等の情報を提供し、ワーク・ライフ・バランス実現を推進します。	市民交流課	関係機関と協力し、ホームページやチラシなどによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上などの必要性和効果、取組方法や取組事例等の情報提供、事業所訪問などにより、ワーク・ライフ・バランス実現の推進について啓発を図り、男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数の増加を目指します。（指標にかかる計画4-1)の再掲	男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数を1件増やすことができました。	A	○
			商工振興課		男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数を1件増やすことができました。		

施策の方向(2) 男女の平等な雇用・労働条件の確保

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	雇用における男女の均等な機会・待遇の確保	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関連する法制度について理解を深め、女性が性別を理由とする採用や昇進等における差別、婚姻や妊娠・出産等を理由とする不利益扱いを受けることがないよう、法の周知、労働環境の整備について啓発を図ります。	商工振興課	関係機関と協力し、雇用における男女の均等な機会・待遇の確保、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、育児・介護休業、女性活躍推進など関連する各種法制度の周知、労働環境の整備などのセミナーを開催するとともに、ホームページやチラシ配布などにより情報提供を図ります。	「若手社員が自分の強みを生かして働くには」というテーマで、労働安全衛生講座を2月に開催（参加者17人）。また、企業経営者・人事担当者向けに労働環境改善講座を11月に開催（参加者17人）。	A	○
2	自営業等における女性の労働条件向上と経営参画の推進	家族経営協定の締結促進により、農業における女性の就業条件を明確化、経営への参画を進めます。	農業委員会事務局	ホームページやチラシ、農業経営相談等で家族経営協定の周知を図り締結を推進し、農業経営への女性の参画促進を図ります。	令和6年度においては、新たな家族経営協定の締結はなく、女性の農業経営への参画はありません。（前年度実績は1件の家族経営協定締結、女性2人の農業経営への参画）	B	○
			農業政策課		令和6年度においては、新たな家族経営協定の締結はなく、女性の農業経営への参画はありません。（前年度実績は1件の家族経営協定締結、女性2人の農業経営への参画）		
3	【新設】働き方の見直しによる人材の確保	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取り組みを企業と協働で検討し、普及していくことで人材の確保につながります。	市民交流課	富士地域でワークショップを開催し、取り組み案を作成し、富士地区周辺の企業と自治体でシンポジウムを実施し、取り組みの普及を図ります。	令和7年2月17日に富士市と共催で働き方改革セミナーを開催。静岡県立大学国保准教授による講演と、犬塚教授によるセミナーを実施しました。D&I理解と女性育成の重要性を県内の具体例をもとに学び、他社との情報交換や共有を行いました。参加者32人、アンケート23人、満足度97.4%（R5:参加者15人、アンケート12人、満足度77.5%）アンケートによる意見：D&I理解の重要性と危機感を感じ、社内で進めたい。平等ではなく公平が大切、が印象的だった。	A	○
			商工振興課		2月17日の働き方改革セミナーに参加。		
4	【新設】働き方の見直しによる人材の確保の取り組みの周知	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取り組みの登録制度を作り、協力している企業をPRします。	市民交流課	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取り組みの登録制度を作成し、シンポジウム等で取り組みイベントを開催するなど、取り組んでいる企業のPRを行います。	令和7年2月17日に富士市と共催で働き方改革セミナーを開催。静岡県立大学国保准教授による講演と、犬塚教授によるセミナーを実施しました。D&I理解と女性育成の重要性を県内の具体例をもとに学び、他社との情報交換や共有を行いました。	A	○
			商工振興課		2月17日の働き方改革セミナーに参加し、結果を活用し、成果につながるような展開を検討。		

施策の方向(3) 仕事と育児・介護との両立への支援

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	男女双方において、仕事と育児・介護との両立を実現しやすい環境整備の促進	男性の育児・介護休業の取得など参考事例の情報を提供し、男女を問わない育児・介護休業の取得、労働時間の短縮など、男女双方において仕事と育児・介護との両立を実現しやすい環境整備への取組を促します。	市民交流課	関係機関と協力し、ホームページやチラシなどによる男女を問わない育児・介護休業の取得、労働時間の短縮などについて参考事例等の情報提供、事業所訪問などにより、男女双方における育児・介護と仕事を両立する制度の利用促進、育児・介護と仕事の両立を実現しやすい環境整備への取組を促し、男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数の増加を目指します。（指標にかかる計画4-3)の再掲	男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数を1件増やすことができました。	A	○
			商工振興課		男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数を1件増やすことができました。		
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の推進	市内事業所の模範となるよう、市が率先して仕事と子育てとの両立支援、職場の意識・風土や働き方の改革などに取り組めます。	人事課	男女の区別なく育児休暇取得ができる職場環境の醸成とともに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率の向上を目指して、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組を実施します。	特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、仕事と家庭の両立を目指し、育児休業と男性の育児参加を推進していく。 令和7年4月1日時点 ・男性職員の配偶者出産休暇 26人（前年差3人増） 延べ49日間（前年差7日増） ・育児参加休暇 17人（前年差10人増） 延べ74日間（前年差41日増） ・男性職員の育児休業 16人（前年差5人増）	A	○

女性活躍推進法関連施策

【評価（自己評価）】
S:男女共同参画の視点をもち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点をもち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
-:該当ケースがなかった(該当なし)

第3次男女共同参画プラン 後期実施計画 令和6年度事業実施状況一覧
施策に対する達成状況

基本的施策4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進（2／2）

施策の方向(4) 女性の再就職や起業への支援

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）	
					実施内容	評価
1	女性の再就職や起業に向けた学習への支援	再就職や起業に必要な技術や知識などの習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の再就職や起業に向けた学習を支援します。	農業政策課	農業学習体験講座や市民農園等により農業と関わる機会を創出し、就農に向けた知識を学ぶ就農塾等の県事業の周知を行います。	<農業学習体験講座参加者> ・参加女性 9人（前年差5人増） ・参加男性 7人（前年差3人減） 参加女性の割合56%（前年比27Pt増）	A
			市民交流課	市政や社会問題などについて、政策決定する機会に参画するためのスキルなどを学ぶ機会を創設します。 託児付きのパソコン講座を開催し女性の就職や起業を支援します。（施策にかかる計画2-(4)-1の再掲）	内閣府発行情報誌「共同参画」、静岡県発行「ねっとわあく」ほか、他市発行の情報誌や静岡県男女共同参画課主催の講座や、研修チラシ等を市民交流課及び男女共同参画センターへ配架し、市民に向けての周知を行いました。 男女共同参画センターにおいて、託児付きのパソコン講座を実施 市役所、出張所、公民館、保育園等へのチラシ配架にて情報提供を行いました。 ワード9～10月 8回 参加者4人（2減） エクセル 11～12月 8回10人（1減） パワーポイント 1～2月 8回11人（1増）平均理解度84.8%（R5:80%） アンケート意見：先生の説明がわかりやすく、講師もわかるまで教えていただけて良かった。	A
			商工振興課	起業に関する相談やセミナーの開催、女性の管理職や役員などへの登用促進に関連する情報を関係機関と協力し周知を行うとともに市ホームページやチラシSMSなどで情報提供します。 （施策にかかる計画2-(3)-1の再掲）	「start up café～私の起業ことはじめ」というテーマで女性の創業支援セミナーを開催した。（全3講座及び交流会の実施）。受講者数14人（前年差±0）。	A
2	女性の再就職の支援	再就職を希望する女性を対象とするセミナーや就職相談などの情報を提供し、女性の再就職に向けた取組を支援します。	商工振興課	関係機関と協力し就職希望者を対象とする相談やセミナーの情報をホームページやチラシ配布などで情報提供を行います。	市ホームページや、チラシを配架することによって県内の就職イベントの情報提供を行いました。	A
3	【新設】働き方の見直しによる人材の確保	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取り組みを企業と協働で検討し、普及していくことで人材の確保につながります。	市民交流課	富士地域でワークショップを開催し、取り組み案を作成し、富士地区周辺の企業と自治体でシンポジウムを実施し、取り組みの普及を図ります。（施策にかかる計画4-(2)-3の再掲）	令和7年2月17日に富士市と共催で働き方改革セミナーを開催。静岡県立大学国保准教授による講演と、犬塚教授によるセミナーを実施しました。D＆I理解と女性育成の重要性を県内の具体例のもとに学び、他社との情報交換や共有を行いました。 参加者32人、アンケート23人、満足度97.4%（R5:参加者15人、アンケート12人、満足度77.5%） アンケートによる意見：D＆I理解の重要性と危機感を感じ、社内で進めたい。平等ではなく公平が大切、が印象的だった。	A
			商工振興課		2月17日の働き方改革セミナーに参加。	
4	【新設】働き方の見直しによる人材の確保の取り組みの周知	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取り組みの登録制度を作り、協力している企業をPRします。	市民交流課	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取り組みの登録制度を作成し、シンポジウム等で取り組みイベントを開催するなど、取り組んでいる企業のPRを行います。（施策にかかる計画4-(2)-4の再掲）	令和7年2月17日に富士市と共催で働き方改革セミナーを開催。静岡県立大学国保准教授による講演と、犬塚教授によるセミナーを実施しました。D＆I理解と女性育成の重要性を県内の具体例のもとに学び、他社との情報交換や共有を行いました。	A
			商工振興課		2月17日の働き方改革セミナーに参加し、結果を活用し、成果につながるような展開を検討。	

女性活躍推進法関連施策

【評価（自己評価）】
S:男女共同参画の視点を持ち計画（想定）以上の成果を上げることができた（目標の120%以上）
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた（目標の80%以上120%未満）
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要（目標の80%未満）
C:取組を実施しなかった（未実施）、積極的な取組が必要（目標0%）
－:該当ケースがなかった（該当なし）

施策に対する達成状況

基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援

施策の方向(1) 子育てへの支援

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		
					実施内容	評価	
1	保育事業を提供する体制の確保	富士宮市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園、認定こども園、小規模保育事業における保育の提供、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの提供により、男女が就業しながら子育てすることを支援します。	保育支援課	・子どもを生み育てる世代の男女が仕事と子育ての両立を実現できるように、保育・教育施設(保育園、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園)をニーズを踏まえて配備し、定員の適正管理を行います。 （指標にかかる計画5-(1)の再掲） ・延長保育や病児保育・病後児保育事業など多様な保育サービスの充実を図り、保護者の、子育てと仕事の安定的両立の確保を支援します。	市内の公私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所全園で延長保育事業及び一時預かり事業を実施し、大宮保育園では病後児保育事業と令和5年9月から新たに病児保育事業を実施し保護者の子育てと仕事の両立の支援を図りました。 令和6年度末時点 ・延長保育事業：延長保育の需要に対応。利用延人数10,766人 ・一時預かり事業：緊急又は一時的な保育の需要に対応。利用延人数2,584人 ・病児・病後児保育事業：乳幼児及び児童の病気回復期を保育する事業。 病後児保育利用延人数50人、病児保育利用延人数45人	A	○
2	地域における子育て支援の充実	地域との協力・連携の下、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ事業などを実施し、男女が就業しながら子育てすることを支援します。	こども未来課	ニーズを踏まえたファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）を実施することにより、保護者の、子育てと仕事の安定的両立の確保を支援します。	地域との協力・連携の下、子育て世代のニーズを踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業及び放課後児童健全育成事業を実施し、保護者の子育てと仕事の両立の支援を図りました。	A	○
			市民交流課	妊娠期から子育て期にわたる継続したサポート体制の充実等を図るとともに、コンビニエンスストア等において子育てにやさしい環境づくりを推進することにより、男女が就労しながら子育てすることを支援します。	ふじのみやベビーステーション事業にてコンビニ4社と協力体制を構築し、①講習会の受講②粉ミルク用のお湯提供③紙おむつの販売を満たすコンビニエンスストアをベビーステーションとして認定登録しました。（累計59店舗。公共施設累計21件） 地域全体での子育て意識を醸成するベビステサポーター養成講座実施し、109名（7減）が受講しました。	A	○
3	配慮が必要な子どもの保護者への支援	配慮が必要な子供への療育や支援の場を提供することにより、男女が就労しながら子育てすることを支援します。	障がい療育支援課	療育支援センターでの相談や療育教室、あすなろ園（障がい児通所施設）での通所支援や支援時間外のサポート保育の実施により、未就学の障がいのある子、発達の気になる子の保護者の子育てを支援します。	発達の気になる未就学児童に対しての早期療育事業や、あすなろ園での通所支援事業の中で通園児（23人）に対して支援時間外のサポート保育などを行うことにより、保護者の子育てを支援しました。 ・サポート保育利用延人数（朝）697人、（帰り）1,439人 （対前年比 1人当たり2回減）	A	
4	【新設】ひとり親家庭の自立の支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。	こども未来課	・ひとり親家庭へ児童扶養手当や母子家庭等自立支援給付金を支給することにより、生活の安定と自立に向けた支援を行います。 ・ひとり親家庭に放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を助成することにより、就労等に対する支援及び育児負担の軽減を図ります。 ・未婚のひとり親家庭について、保育料の軽減措置により、経済的負担の軽減を図ります。 ・ひとり親の相談や支援については、プライバシーに十分配慮して行います。	ひとり親家庭に対する専門相談員を配置し、個々の事情に応じた支援を行いました。 経済的自立につながる、就業に有益な資格取得や能力開発に向けた取組を支援し、児童扶養手当の支給、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターの利用料の助成により、経済的な負担の軽減及び生活の安定に向けた支援を行いました。	A	○
			保育支援課		ひとり親家庭の保育料については、未婚のひとり親家庭も保育料軽減措置により、経済的負担の軽減を図りました。		

【評価(自己評価)】
S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
－:該当ケースがなかった(該当なし)

施策の方向(2) 介護への支援

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）	
					実施内容	評価
1	介護や高齢者福祉サービスの利用促進	介護保険制度や高齢者福祉サービスについての情報を広く周知し、サービスの利用を促進することにより、家庭における介護の軽減を図ります。	高齢介護支援課	介護保険制度に関するパンフレットを作成して、ホームページや出前講座などにより制度の普及に努め、介護サービスの利用促進により家庭における介護の軽減を図ります。	パンフレットを8,000部作成して、主には高齢介護支援課の窓口や包括支援センター等で配布。ホームページや出前講座などにより制度の普及に努めた。出前講座については高齢介護支援課に依頼はなかったが、地域包括支援センターが行う介護保険制度や高齢者福祉サービスの周知の場で活用していただけるよう、介護保険制度についての説明資料を作成しました。	A
			高齢介護支援課	地域包括支援センターでの介護、福祉、健康等の総合相談において、個々の実情に応じた適切なサービスにつなげるとともに、家庭における介護の軽減を図ります。	高齢者の相談窓口として、市公式Webサイト、チラシ等で市内6か所の地域包括支援センターの周知を行い、28,127件の相談を受けました。	A

施策の方向(3) 男性の子育て・介護への参画促進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）	
					実施内容	評価
1	男性の子育てへの参画促進	男性の子育てについて、交流や情報交換できる場や相談できる場をつくり、子育ての参考となる情報を発信することなどにより、男性の子育てへの参画を促進します。	こども未来課	ホームページなどにより情報を発信し、男性の地域子育て支援センターの利用促進を図ります。	ホームページに開設状況や月間予定を掲載して利用促進を図るとともに、就業している男性も利用しやすい土曜日の開設によって子育てへの参画を促進しました。	A
			健康増進課	母子健康手帳（両親でともに記録する仕様になっている）の交付、もうすぐパパママ学級（妊婦体験や沐浴練習など）での体験学習や交流、乳児家庭全戸訪問（両親で協力して子育てすることなどを助言する）等の事業において、両親でともに子育てを担うこと、男性の子育てへの参画を促進し、積極的に育児をしている父親の割合の増加を目指します。 （指標にかかる計画5-3)の再掲）	両親で協力して子育てすることの助言と、リーフレット等の配布を、機会をとらえて実施しました。 《母子健康手帳交付》572冊交付 《もうすぐパパママ学級》 実施回数：16回 延受講者数：395人（内父親参加数152人） ○栄養・歯科講座：6回74人（内父親参加数13人） ○母乳・お産講座：4回94人（内父親参加数30人） ○沐浴・育児講座：6回180人（内日曜日開催4回、参加者数180人内父親参加者数88人） （内平日 開催2回、参加者数47人内父親参加者数21人） 《乳児家庭全戸訪問事業》546件	A
			社会教育課	子育て応援メールマガジンにより、男性の子育てを促進するような情報や子どもとのかかわり方などを取り入れた情報を発信します。 （施策にかかる計画1-3)-1の再掲）	・配信日 毎月10日 ・登録数 1043件（前年比21件減） ・掲載内容 子育てに関する講座・各種講座のお知らせ、子育ての実践コラム、親業(おやぎょう) 訓練のミニ・レクチャー等	A
			健康増進課	男性が子どもと一緒に参加する講座を実施し、男性の育児への理解と積極的な取組を促進します。 (施策にかかる計画1-3)-2の再掲)	国が示した「健やか親子21」より、育児に参加する父親の割合・目標を参考に目標値を設定。4か月児健診の問診項目「お子さんのお母さんとお父さん（パートナー）は、協力し合って家事・育児をしていますか」で「そう思う」と回答した数を実績値とし、「ややそう思う」者と、父親が育児していると思っていても記入者（主に母親）がよくやっていると評価しなければ含まず。母子手帳交付、パパママ学級、乳児家庭全戸訪問等の事業において、両親でともに子育てすることの大切さを話し、乳幼児期に評価しています。	A
2	男性の介護への参画促進	男性が、介護の知識や技術を学び、参加者同士の交流や意見交換などができる講座などを実施することにより、男性の介護への参画を促進します。	高齢介護支援課	男性が参加しやすい講座や交流会を開催し、男性の介護への参画を促進します。	月に1回、大富士交流センターで男性介護者の会「介護者と趣味のつどい」を12回開催し、延べ約120人が参加しました。 (R5:12回、140人参加)	A

施策に対する達成状況

基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援（1/2）

施策の方向(1) 性に関する理解の促進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）		評価	
					実施内容			
1	女性の健康についての理解の促進	子供を産む性としての女性の身体の特性を踏まえ、男女ともに女性の心身の健康について理解し合えるよう啓発を図ります。	市民交流課	成人式等において、妊娠出産のための健康づくりについて理解を促す資料を男女共同参画プランとあわせて配付し、男女ともに妊娠・出産とライフプランについて考える機会を提供します。	令和7年1月の富士宮市二十歳を祝う集いの対象者に対し、第3次富士宮市男女共同参画プラン（概要版）及び、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの資料を配布し男女共同参画に関する富士宮市の取組の周知啓発を実施しました。		A	
			健康増進課		令和7年1月の富士宮市二十歳を祝う集いの対象者に対し、妊娠出産のための健康づくりに関する資料を配布し男女共同参画に関する富士宮市の取組の周知啓発を実施しました。			
2	性を理解する学習の充実	発達段階に応じ、身体の性、こころの性など様々な性についての理解を深め、自身及び他の人の性を尊重する意識の醸成を図る学習を行います。	学校教育課	道徳や保健の教科書の内容から、性に関する適切な行動・選択の大切さについて理解を深め、自身及び他の人の性を尊重する意識の醸成を図る取組を行います。また、専門家による講話、人権教育の手引き（県教育委員会発行）などの副教材を活用して、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	性に関する内容を授業で取り扱うだけでなく、各校の実態に応じて助産師や思春期保健相談士を講師を招き、講演や体験学習を実施しました。また、教職員についても、LGBTQやジェンダー平等を含め、人権教育について理解を深める研修を各校で行いました。		A	
3	【新設】性的マイノリティの方への支援	性の多様性を正しく理解するための啓発や各種様式等の男女欄表記の見直し、当事者に対する配慮や相談等の支援を行います。	市民交流課	性の多様性を理解するための啓発を行うとともに、各種様式等の男女欄表記の見直しや、当事者が相談できる体制を作ります。	市職員に性の多様性職員講座を実施（R6.10.22）参加43人（R5:64人） 市民に性の多様性市民講座を実施（R7.2.2）参加8人（R5:6人） アンケート意見：どんな人も同じ、まず相手を知ることが大切。性的マイノリティに関して発信したり講座が開かれたりすることはとても大事。 パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービスの一覧を市や県のホームページに掲載しました。		A	

【評価（自己評価）】
S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
－:該当ケースがなかった(該当なし)

女性活躍推進法関連施策

施策に対する達成状況

基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援（2/2）

施策の方向(2) 性差やライフステージに応じた健康支援

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）	
					実施内容	評価
1	性差に応じた健康講座等の実施	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座等を実施します。	健康増進課	女性の健康管理やがん予防などについての講座等をとおして、男女のライフステージに応じた情報提供と健康増進支援を行います。	健康教育の機会を捉えて、実施しました。 もうすぐパパママ学級は16回、延395人に実施しました。 (R5:16回382人)	A
2	不妊・不育症への支援	不妊及び不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊及び不育症の治療費の一部を助成します。	健康増進課	不妊治療、不育症の治療を行う夫婦に対し、治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。	R7.4.1現在124件の申請があり、23,143,400円の助成を支出しました。 (R5:136件22,150,800円)	A
3	妊産婦に対する健康支援	健康診査や訪問指導などにより、妊産婦の健康について、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康増進課	妊産婦健康診査の一部公費負担、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児の健康診査などにおける妊産婦の健康管理指導より妊産婦の健康支援を行います。	妊産婦健康診査の一部公費負担のほか、乳児全戸訪問事業としてR7.3.31現在546件のお宅に訪問等を行い、妊産婦に対して支援を実施しました。(R5:573件)	A
4	女性及び男性特有の疾患に対応した検診の実施	女性特有及び男性特有の疾患の早期発見・早期治療の促進を図るため、がん検診や節目検診を実施します。	健康増進課	・女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）の早期発見・早期治療のため、がん検診について広報やホームページ、地方紙、健康講座や街頭キャンペーンなどで啓発を行い、がん検診の受診率増加を目指します。 （指標にかかる計画6-②の再掲） ・女性に多い骨粗しょう症を予防するための節目検診を実施します。	【女性特有のがん】広報誌やホームページの掲載に加え、医療機関やドラッグストアでのポスター掲示、SNS投稿、保育園・幼稚園や女性が多く集まる場所での健康教育、乳がん・子宮頸がん検診のチラシを配布。10月の乳がん啓発月間に合わせて展示するよう市内郵便局、美容院へポスター展示の依頼、ピンクライトアップ等キャンペーンを実施。11月には子宮頸がん啓発のためライトアップを実施しました。30～50代の奇数年齢の女性に対して、子宮がん、乳がん検診の案内はがきを個別に郵送。また、乳がん検診では予約のためのQRコード付きのはがきを送付し利便性を図りました。 【男性特有のがん】広報やホームページの掲載、ポスター掲示等で周知しました。 【骨粗鬆症検診】骨粗しょう症検診を280人に実施。個別に結果説明を行いました。 (R5：321人)	A
5	こころの健康への支援	性差やライフステージに応じたこころの健康について理解を深め、こころの健康を守るとともに必要な支援につなげるため、講座の実施や情報の発信を行います。	健康増進課	・ゲートキーパー養成講座を実施し、こころの健康に関する理解を深めるとともに、見守り支援の体制づくりに努めます。 ・産後うつなど女性のこころの健康に関する情報を提供するとともに、乳児全戸訪問時に用いる質問票により産後うつの早期発見・早期対応に努めます。	市内高校にてゲートキーパー養成講座を実施し、53人(R5:63人)の生徒の聴講がありました。アンケートを実施し、100%の生徒の理解を得ることができました。（星陵高校53人）その他、一般へのゲートキーパー養成講座156人（R5:85人）、こころの健康づくり講演会R6.8月130人（R5:142人）、自殺予防週間（R6.9月啓発物配布500人、R7.3月500人）等で、相談することの大切さ、ゲートキーパーの役割について啓発し、見守り支援体制づくりに努めました。 もうすぐパパママ学級でこころの健康について情報提供しました。（6回227人）乳児全戸訪問にて産後うつの早期発見・早期対応のための質問票を実施しました。（質問票547人）産婦健診で産後うつの早期発見に努め、関係機関と連携して支援しました。	A
6	相談窓口の周知と充実	こころや身体の健康や悩みについて相談できる窓口の情報を広く周知し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。	健康増進課	男女それぞれの身体やこころの健康を相談できる窓口について、ホームページや広報紙への掲載、チラシ等を配布し周知に努めます。	ホームページに相談できる窓口を掲載、高校生の若年に対して相談先を配布、街頭キャンペーンや健康相談、健康教育時に相談先を配布して周知しました。	A
			福祉総合相談課	男女それぞれのこころの健康を相談できる福祉総合相談窓口の体制を維持するとともに、ホームページ、チラシ等により相談窓口の周知に努めます。	こころの健康も含めた福祉総合相談窓口の体制を維持するとともに、ホームページへの相談窓口の掲載やチラシ等による相談窓口の周知に努めました。 住居を喪失し精神的に不安定になっている人に対し、メンタルヘルスを含めた総合相談支援として一時生活支援事業の利用案内を10人(男性7人、女性3人)に対し実施しました。	A
			市民交流課	・男女共同参画センターの女性の悩み相談の窓口について周知するとともに、研修により相談員のスキルアップを図り女性相談事業の充実に努めます。 ・男性の悩み相談について、ホームページや広報紙、チラシ等により、県の相談窓口（あざれあ）の情報の周知に努めます。	男女共同参画センターの女性の悩み相談窓口のチラシの配架及びホームページへの掲載を行い周知を行いました。 また、市内中学校（5校）にて人権教育講座（デートDV講座）を実施の際、相談機関の連絡先を講座で周知を図りました。 女性相談員研修：1/23 内容：相続法改正の重要なポイントや各種相談事例における法的助言 男性の悩み相談については、あざれあ男性電話相談のチラシを窓口に配架するとともに、市のホームページにリンク先を掲載しました。	A

【評価(自己評価)】
S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
ー:該当ケースがなかった(該当なし)

施策に対する達成状況

基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

施策の方向(1) DV（配偶者等からの暴力）のない地域づくりの推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）	
					実施内容	評価
1	DV防止の広報・啓発	DV防止に関する情報発信や講座の実施などにより、DVの防止と早期通報を呼びかけるとともに相談窓口について広く周知し、「DVを許さない見逃さない地域づくり」に取り組みます。	関係各課	（富士宮市DV対策基本計画の「施策の方向と取組」を取組内容とします）	（富士宮市DV対策基本計画の取組実績を実施内容とします）	（富士宮市DV対策基本計画の取組実績の評価を基本とした評価とします）
2	DV被害者の支援体制の充実	専任の相談員（女性）を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施するとともに、DV被害者の保護及び生活再建に向けて関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。	関係各課	（富士宮市DV対策基本計画の「施策の方向と取組」を取組内容とします）	（富士宮市DV対策基本計画の取組実績を実施内容とします）	（富士宮市DV対策基本計画の取組実績の評価を基本とした評価とします）

施策の方向(2) ハラスメント防止対策の推進

番号	施策	内容	担当課	取組内容（R3～R7）	実施状況（R7.4.1時点）	
					実施内容	評価
1	ハラスメント防止の啓発	事業所及び学校に向けて、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメント防止について注意喚起を促す情報提供や啓発を行います。	商工振興課	関係機関と協力し、ホームページやチラシ配布などにより、事業所におけるハラスメント等の防止について注意喚起を促す情報を発信し啓発を行います。	静岡労働局が設けた「ハラスメント対応特別相談窓口」を市ホームページ上で周知し、職場のハラスメント防止を呼び掛けるチラシを配架しました。	A
			学校教育課	具体的な場面を想定した研修の機会を持つとともに、相談体制を整え、職員におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等の防止に努めます。	不祥事根絶研修の中にセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等防止の事例研修を各学校において計画的に実施した。また、各学校に、学校外の人員を加えたコンプライアンス委員会を設置することで、相談体制を整えることができました。	A
2	市役所におけるハラスメント防止体制の整備	市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントの防止に関する研修を実施するとともに、相談体制を整備します。	人事課	・全職員を対象としたハラスメント研修を、平成26年度から継続して実施しています。常に最新のハラスメントの概念を理解し、防止に向けての意識付けと働きやすい職場づくりのため、引き続き研修を実施していきます。 ・引き続き、人事課にハラスメント相談窓口及びハラスメント相談処理委員会を置き、各種ハラスメント相談に対応していきます。	・令和7年1月から2月までの間、全職員を対象に各種ハラスメント等を未然に防止するための「ハラスメント防止研修」をオンデマンドで実施しました。 ・引き続き各種ハラスメント相談に対応しています。	A

【評価（自己評価）】
S:男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた(目標の120%以上)
A:男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた(目標の80%以上120%未満)
B:男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要(目標の80%未満)
C:取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要(目標0%)
-:該当ケースがなかった(該当なし)

女性活躍推進法関連施策